

遊佐町告示第119号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、次の案件を付議するため、第526回遊佐町議会臨時会を平成30年7月2日遊佐町役場に招集する。

平成30年6月29日

遊佐町長 時 田 博 機

## 第526回遊佐町議会臨時会会議録

### 議事日程（第1号）

平成30年7月2日（月曜日） 午前10時 開議（本会議）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について  
※発議案件の審議及び採決
- 日程第 3 発議第3号 議長の辞職許可について
- 日程第 4 選第 1号 議会議長の選挙について
- 日程第 5 議席の一部変更について
- 日程第 6 議会運営委員会委員の辞任について
- 日程第 7 議会活性化等推進特別委員会委員の辞任について
- 日程第 8 庁舎建設に関する調査特別委員会委員の辞任について
- 日程第 9 指第 1号 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第10 指第 2号 議会活性化等推進特別委員会委員の選任について
- 日程第11 指第 3号 庁舎建設に関する調査特別委員会委員の選任について
- 日程第12 選第 2号 庄内広域行政組合議会議員の選挙について

☆

本日の会議に付した事件

（議事日程第1号に同じ）

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	齋藤	武君	2番	松永	裕美君
3番	菅原	和幸君	4番	筒井	義昭君
5番	土門	勝子君	6番	赤塚	英一君
7番	阿部	満吉君	8番	佐藤	智則君
9番	高橋	冠治君	10番	斎藤	弥志夫君
11番	堀	満弥君	12番	土門	治明君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町長	時田博機君	副町長	本宮茂樹君
総務課長	池田与四也君	企画課長	堀修君
産業課長	佐藤廉造君	地域生活課長	畠中良一君
健康福祉課長	高橋務君	町民課長	中川三彦君
会計管理者	高橋晃弘君	教育長	那須栄一君
教育委員会	佐藤啓之君		
教育課長			

☆

出席した事務局職員

局長 富樫博樹 議事係長 東海林 エリ 書記 高橋和則

☆

本 会 議

議長（堀 満弥君） おはようございます。ただいまより第526回遊佐町議会臨時会を開会いたします。  
（午前10時）

議長（堀 満弥君） 上衣は自由にしてください。

本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

説明員としては、町長以下全員出席しておりますので、ご報告いたします。

なお、本臨時会には各行政委員会の委員長、会長等の出席要求はいたしておりませんので、ご報告いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、齋藤武議員、2番、松永裕美議員を指名いたします。

日程第2、本臨時会の会期についてを議題といたします。恒例により、議会運営委員会、土門治明委員長より協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会、土門治明委員長、登壇願います。

議会運営委員会委員長（土門治明君） おはようございます。第526回遊佐町議会臨時会の運営について、本日午前9時から議会運営委員会を開催し協議した結果、次のとおり意見決定しましたので、ご報告いたします。

初めに、本臨時会の会期については、本日7月2日限りとしたしました。

審議日程につきましては、お手元に配付のとおりでございますが、まず議会の構成を行い、発議第3号議長の辞職許可についてを議題といたします。

議員各位のご協力をお願いいたします。

議長（堀 満弥君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長の報告のとおり、本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（堀 満弥君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3、議長の辞職の件について審議しますが、地方自治法第117条の規定により除斥に該当しますので、議長の職を副議長に交代します。

（議長、副議長と交代）

副議長（土門勝子君） おはようございます。ただいま紹介されました土門勝子です。規定によって臨時に議長の職務を行います。

日程第3、発議第3号 議長の辞職許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により堀満弥議員は退場を願います。

それでは、事務局長をして朗読いたさせます。

富樫議会事務局長。

局長（富樫博樹君） 上程議案を朗読。

副議長（土門勝子君） お諮りいたします。

本件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

副議長（土門勝子君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり許可することに決しました。

暫時休憩いたします。

(午前10時08分)

休

憩

副議長（土門勝子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時10分)

副議長（土門勝子君） なお、堀前議長が議場に参集されましたので、辞職を許可した旨お伝えしたことを報告します。

それでは、これより議事日程の追加についてお諮りいたします。日程第4及び日程第5を本日の日程に追加したいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

副議長（土門勝子君） ご異議なしと認めます。

したがって、本日の日程に日程第4、日程第5を追加することに決定いたしました。

これからの議事は、既に配付しております追加議事日程に従って進めます。

日程第4、選第1号 議会議長の選挙を行います。

議長は、地方自治法第103条の規定により、選挙によって選ぶことになっております。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条の規定により投票による方法と指名推選の方法がありますが、先例に従って投票による方法で選挙をしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

副議長（土門勝子君） ご異議なしと認めます。

よって、議会議長の選挙については投票により行うことに決しました。

それでは、投票に先立ちまして議場の出入り口の封鎖を命じます。

(議場閉鎖)

副議長（土門勝子君） ただいまの出席議員は12名であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により、開票立会人の指名を行います。3番、菅原和幸議員、4番、筒井義昭議員を指名いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

副議長（土門勝子君） ご異議なしと認めます。

よって、開票立会人に3番、菅原和幸議員、4番、筒井義昭議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

副議長（土門勝子君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長（土門勝子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

副議長（土門勝子君） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。念のため申し上げます。地方自治法第118条第1項の規定により、公職選挙法第46条の規定を準用し、投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、事務局長の点呼に応じ、順次投票を願います。

なお、白票の場合は無効投票の扱いとなります。また、投票される場合は議長席に向かって右側から入り、投函された後は左へ通り抜けて自席へ戻っていただきます。

それでは、事務局長をして点呼を命じます。

富樫議会事務局長。

局長（富樫博樹君） （点呼）

（投票）

副議長（土門勝子君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（土門勝子君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

直ちに開票を行います。開票立会人の立ち会いをお願いいたします。開票立会人の3番、菅原和幸議員、4番、筒井義昭議員、立ち会いをお願いします。

（開票）

副議長（土門勝子君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数12票。これは、出席議員数に符合します。

うち、

有効投票 12票

無効投票 なし

有効投票中、

土門 治明議員 6票

佐藤 智則議員 5票

斎藤弥志夫議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、有効投票の最多得票を得た土門治明議員が議長に選任されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

副議長（土門勝子君） ただいま議会議長に当選されました土門治明議員が議長におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により議長当選の告知をいたします。

それでは、議長に当選されました土門治明議員の挨拶を許可します。土門治明議員、登壇願います。

10番（土門治明君）　　ただいまは議長に選任いただきまして、まことにありがとうございます。身に余る光栄と存じております。そして、また議長という責務に身の引き締まる思いでございます。

今本町は、岩石問題、そして庁舎建設、そして若者定住とさまざまな課題が山積しております。そのような状況の中、本議会でも円滑な議会運営に努め、そして町民の負託に応えていく所存でございますので、議員皆様のご協力をよろしくお願い申し上げまして就任のご挨拶にさせていただきます。よろしくお願いいたします。（拍手）

副議長（土門勝子君）　　議長交代のため、暫時休憩いたします。

（午前10時25分）

休

憩

議長（土門治明君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時40分）

議長（土門治明君）　　日程第5、議席の一部変更についてを議題といたします。

議長選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により議席を一部変更することといたしますが、先例によりまして、議長の議席は最終番とする申し合わせをしております。この方法によることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君）　　ご異議ないようでありますので、この方法により議席を変更することに決定いたしました。

暫時休憩し、全員協議会を開催いたします。

（午前10時41分）

休

憩

議長（土門治明君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時55分）

議長（土門治明君）　　議事日程の追加についてお諮りいたします。

日程第6より日程第12までを本日の日程に追加したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君）　　ご異議なしと認めます。

したがって、本日の日程に日程第6より日程第12までを追加することに決定しました。

これからの議事は、既に配付しております追加議事日程に従って進めます。

日程第6、議会運営委員会委員の辞任についてを議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定に該当しますので、議長の職を副議長に交代いたします。

(議長、副議長と交代)

副議長(土門勝子君) 地方自治法第117条の規定により土門治明議員の退場を求めます。

土門治明議員より議会運営委員会委員の辞任の申し出があります。

お諮りいたします。委員会条例第12条第2項の規定により、申し出のとおり議会運営委員会委員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

副議長(土門勝子君) ご異議なしと認めます。

よって、土門治明議員の申し出のとおり議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

日程第7、議会活性化等推進特別委員会委員の辞任についてを議題といたします。

土門治明議員より議会活性化等推進特別委員会委員の辞任の申し出があります。

お諮りいたします。委員会条例第12条第2項の規定により、申し出のとおり議会活性化等特別委員会委員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

副議長(土門勝子君) ご異議なしと認めます。

よって、土門治明議員の申し出のとおり議会活性化等推進特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

日程第8、庁舎建設に関する調査特別委員会委員の辞任についてを議題といたします。

土門治明議員より庁舎建設に関する調査特別委員会委員の辞任の申し出があります。

お諮りいたします。委員会条例第12条第2項の規定により、申し出のとおり庁舎建設に関する調査特別委員会委員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

副議長(土門勝子君) ご異議なしと認めます。

よって、土門治明議員の申し出のとおり庁舎建設に関する調査特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

議長交代のため、暫時休憩いたします。

(午前11時01分)

休

憩

議長(土門治明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時02分)

議長(土門治明君) 日程第9、指第1号 議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により堀満弥議員を指名いたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり堀満弥議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

日程第10、指第2号 議会活性化等推進特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会活性化等推進特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により堀満弥議員を指名いたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり堀満弥議員を議会活性化等特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

日程第11、指第3号 庁舎建設に関する調査特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。庁舎建設に関する調査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により堀満弥議員を指名いたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり堀満弥議員を庁舎建設に関する調査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

この際、議会運営委員会委員長並びに議会活性化等推進特別委員会副委員長及び庁舎建設に関する調査特別委員会副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

(午前11時04分)

休 憩

議長(土門治明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時20分)

議長(土門治明君) 議会運営委員会委員長と副委員長並びに議会活性化等推進特別委員会副委員長及び庁舎建設に関する調査特別委員会副委員長が、休憩中に開催された議会運営委員会並びに議会活性化等推進特別委員会及び庁舎建設に関する調査特別委員会の委員長より報告がありましたので、私から報告いたします。

議会運営委員会委員長に高橋冠治議員、副委員長に筒井義昭議員が互選されました。

議会活性化等推進特別委員会副委員長及び庁舎建設に関する調査特別委員会副委員長に高橋冠治議員がそれぞれ互選されましたので、ご報告いたします。

次に、日程第12、選第2号 庄内広域行政組合議会議員1名の選挙を行います。

お諮りいたします。庄内広域行政組合議会議員の選出については、庄内町村議会議長会において、町村選出議員の場合は議会を代表する議会議長もしくは相当する代表議員を選出することに申し合わせており、このことについては全員協議会でも確認していることから、この際選挙によらず、議長を同組合議会議員の当選人と定めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。



(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

よって、議長土門治明が庄内広域行政組合議会議員に当選されましたので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

以上をもって本臨時会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって第526回遊佐町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時22分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

平成30年7月2日

遊佐町議会前議長 堀 満 弥

遊佐町議会議長 土 門 治 明

遊佐町議会副議長 土 門 勝 子

遊佐町議会議員 齋 藤 武

遊佐町議会議員 松 永 裕 美